

# 東京市臨時國勢調査部の出産力調査

昭和十四年十一月二十日、東京市臨時國勢調査部に於ては、市内の小學校百二十校の第五及第六學年児童を通じて各社會層に互る約五萬の世帯に就き出産力調査を行つた。其の調査要綱及調査票は以下の如くである。

## 出産力統計調査要綱

東京市臨時國勢調査部

### 一、調査の趣旨

帝國の大陸への發展は、その基本的要件として人の資源の確保増強を切望して已まない。

然るに、我國民の出産力は曾ては旺盛なるが故に苦惱の種となつて居た程であるが、最近二十一年間に互り漸次下降の趨勢を示しつゝある。加ふるに今次事變に伴ふ多數將兵の出征は、昨年來急激に、しかも深刻なる影響を人口事情、特に出産率に現し初めた。

今や國民の出産力は、その昔とは全く相反する意圖を藏して急速に再吟味を要請せられて居る。

本調査は、本市民の出産力の大きい、竝にそれら社會的自然的條件の統計的觀察を遂げ、以て本市民の、延びては我國民の出産力に關する研究資料を提供せんとするものである。

### 二、調査の對象並に範圍

調査の對象は家族であるが、家族を捕捉するため世帯を調査の客體とする。調査の範圍は全市域の各

報 報

## 出産力統計調査票

昭和十四年十一月二十日現在

### 調査の目的

コノ調査ハ現在我國ニ重大問題トナツテ居ル出産力ノ實狀ヲ調査シ、人口問題及社會施設等ノ研究資料トスルモノデアラス



(一) 保護者夫婦ノ際(内線モ含ミマス) 保護者トハ戶主ニ限ラズ實際ニ家ノ取締ヲ行スル人デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒマセン																			
(1) 生レタ年月 (明治、大正、昭和等ノ元) (號ヲ書イテ下サイ)	(2) 夫婦ニナツク月 (下ノ欄ニ書ク見テ下サイ)	(3) 一方が現在住ニ居ルトキハ(一階不在者ノ屬) (二階以上ノ家ニ居ルトキハ) (別居、大正、昭和等ノ元) (三階以上ノ家ニ居ルトキハ) (別居、大正、昭和等ノ元) 死亡 其ノ他 死亡 其ノ他	(4) 職業上ノ地位 (下ノ欄ニ書ク見テ下サイ)	(5) 教育程度 (イラズ文字ヲ用テ下サイ)															
夫	年 月	年 月	年 月		大正 小正 中 實 小														
妻	年 月	年 月	年 月		大正 小正 中 實 小														
(二) 保護者夫婦ノ子供ノ間 (士ニ書イテ保護者夫婦ノ間ニ生レタ子供ノ數ヲ書ク。夫先妻後ノ子及先妻後ノ子ハ別ニ書イテ下サイ)										(三) 其ノ他ノ欄									
(1) 生存中ノモノ (出生、輸入、養子、養女等ノ現在居ルモノハイテ下サイ)			(2) 死亡シタモノ			(3) 死産回数	(4) 流産回数	(1) 家ニ居ル共ノ他ノ家族 (上ノ欄ノ別居、前居、見テ下サイ)			(2) 住居ニツイテ (別居、前居、見テ下サイ)								
男	女	計	男	女	計			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

### 記入方ノ御注意

- 1 文字ハ「イニエ」カ等デ、數字ハ常用數字(1,2,3.....9)デハツキリテ書イテ下サイ
  - 2 番手人ハ昭和十一年十一月二十日現在ノ基礎ヲ書イテ下サイ
  - 3 男面ニ記入例ガアリマスカラ各々ニテ下サイ
  - 4 番手人ハレラ事柄ノナイ間ニハ「」ヲ引イテ下サイ
- (一) 保護者夫婦ノ間  
(2) 夫婦ニナツク年月—實際大正、昭和等ノ年月、戸籍上ノ年、月、日ヲ書ク
- (二) 一方が現在住ニ居ルトキハ—大正、昭和等ノ年月、月、日ヲ書ク。別居ノ家ニ居ルトキハ「別居」ト書ク。大正、昭和等ノ年月、月、日ヲ書ク。一方が家ニ居ルトキハ「大正、昭和等ノ年月、月、日ヲ書ク。大正、昭和等ノ年月、月、日ヲ書ク。大正、昭和等ノ年月、月、日ヲ書ク。」ト書ク
- (3) 教育程度—中、高等、初等、小、幼、無テ下サイ

- (4) 職業上ノ地位  
コレハ出来ルダケケワラシク、二ツ以上ノ職業アルトキハ主ノ職業ヲ書イテ下サイ。下ノ例ノ例ヲホシマス
- |     |     |        |
|-----|-----|--------|
| 職 業 | 階 級 | 職業上ノ地位 |
| 職 業 | 職 業 | 職 業    |
| 職 業 | 職 業 | 職 業    |
| 職 業 | 職 業 | 職 業    |
| 職 業 | 職 業 | 職 業    |
| 職 業 | 職 業 | 職 業    |
| 職 業 | 職 業 | 職 業    |
| 職 業 | 職 業 | 職 業    |
| 職 業 | 職 業 | 職 業    |
| 職 業 | 職 業 | 職 業    |

東京市臨時國勢調査部

アリノマ、ハ、ヲ、書、イ、テ、下、サイ。住所、氏名ハ書ク必要ガアリマセン。コノ調査ハ秘密ヲ守リ統計ニノミ用フルモノデス。決シテ御心配ナク

記入例其ノ一

(一) 保護者夫婦ノ欄(内線モ含メマス) 保護者トハ戸主ニ限ラズ實際ニ家ノ取締ヲスル人デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒマセン																																																																																									
(1) 生レタ年月 (明治、大正、昭和等ノ元) (以下ノ例ヲ見テ下サイ)	(2) 夫婦ニナツク年月 (以下ノ例ヲ見テ下サイ)	(3) 一方ガ現在家ニ(一時不在者ハ別ルモト見マス)居ナイトキハ(イ)其ノウケテ(ロ)所テラツク年月(イ)ラ文字ヲ(明治、大正、昭和等ノ元)用レテ下サイ		(4) 職業上ノ地位 (以下ノ例ヲ見テ下サイ)	(5) 教育程度 (イ)ラ文字ヲ用シテ下サイ																																																																																				
夫 明治24年12月	大正8年4月	死亡	昭和三十七年11月	物品販賣業主	<table border="1"> <tr> <td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td> </tr> <tr> <td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td> </tr> <tr> <td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td> </tr> <tr> <td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td> </tr> <tr> <td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td> </tr> <tr> <td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td> </tr> <tr> <td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td> </tr> <tr> <td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td> </tr> </table>					大	中	小	初	高	大	中	小	初	高	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス
大		中		小						初	高	大	中	小	初	高																																																																									
学	学	学	学	学	学	学	学	学	学																																																																																
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校																																																																																
卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒																																																																																
ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ																																																																																
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ																																																																																
テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ																																																																																
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス																																																																																
妻 明治28年3月		死亡		無職																																																																																					
(二) 保護者夫婦ノ子供欄 (上ニ書イタ保護者夫婦ノ間ニ生レタ子供ヲケツホイテ下サイ。先夫先妻ノ子又ハ養子ガ居ルトキハ(三)欄ニ書イテ下サイ)					(三) 其ノ他ノ欄																																																																																				
(1) 生存中ノモノ (獨立、嫁入り、養子、奉公等ノ現在家ニ居ナイモノモ書イテ下サイ)			(2) 死亡シタモノ		(3) 死産回数	(4) 流産回数	(1) 家ニ居ル其ノ他ノ家族 (主人ノ祖父、伯母、兄ノ妻、甥ノ女、叔母、妹、先夫ノ子等)			(2) 住居ニツイテ																																																																															
男	女	計	男	女	計			男	女	計	(イ) 数	(ロ) 数																																																																													
3	2	5	1	1	2	1	1		1	1	4	19																																																																													

記入例其ノ二

(一) 保護者夫婦ノ欄(内線モ含メマス) 保護者トハ戸主ニ限ラズ實際ニ家ノ取締ヲスル人デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒマセン																																																																																									
(1) 生レタ年月 (明治、大正、昭和等ノ元) (以下ノ例ヲ見テ下サイ)	(2) 夫婦ニナツク年月 (以下ノ例ヲ見テ下サイ)	(3) 一方ガ現在家ニ(一時不在者ハ別ルモト見マス)居ナイトキハ(イ)其ノウケテ(ロ)所テラツク年月(イ)ラ文字ヲ(明治、大正、昭和等ノ元)用レテ下サイ		(4) 職業上ノ地位 (以下ノ例ヲ見テ下サイ)	(5) 教育程度 (イ)ラ文字ヲ用シテ下サイ																																																																																				
夫 明治24年2月	大正8年10月	死亡	昭和17年11月	金属工業工	<table border="1"> <tr> <td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td><td>大</td><td>中</td><td>小</td><td>初</td><td>高</td> </tr> <tr> <td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td><td>学</td> </tr> <tr> <td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td><td>校</td> </tr> <tr> <td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td><td>卒</td> </tr> <tr> <td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td><td>ニ</td> </tr> <tr> <td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td> </tr> <tr> <td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td><td>テ</td> </tr> <tr> <td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td><td>ス</td> </tr> </table>					大	中	小	初	高	大	中	小	初	高	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス
大		中		小						初	高	大	中	小	初	高																																																																									
学	学	学	学	学	学	学	学	学	学																																																																																
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校																																																																																
卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒	卒																																																																																
ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ																																																																																
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ																																																																																
テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ																																																																																
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス																																																																																
妻 明治30年1月		死亡		紡績工業便																																																																																					
(二) 保護者夫婦ノ子供欄 (上ニ書イタ保護者夫婦ノ間ニ生レタ子供ヲケツホイテ下サイ。先夫先妻ノ子又ハ養子ガ居ルトキハ(三)欄ニ書イテ下サイ)					(三) 其ノ他ノ欄																																																																																				
(1) 生存中ノモノ (獨立、嫁入り、養子、奉公等ノ現在家ニ居ナイモノモ書イテ下サイ)			(2) 死亡シタモノ		(3) 死産回数	(4) 流産回数	(1) 家ニ居ル其ノ他ノ家族 (主人ノ祖父、伯母、兄ノ妻、甥ノ女、叔母、妹、先夫ノ子等)			(2) 住居ニツイテ																																																																															
男	女	計	男	女	計			男	女	計	(イ) 数	(ロ) 数																																																																													
1	2	3	1	1	2	1	1		1	1	3	15																																																																													

- 社會層に及ぼすべきであるが、全市域の總世帯に付いて調査することは事實上不可能なるを以て、市内各地域中各社會層を網羅し得る様百二十小學校を選定し、其の第五及び六學年在學兒童約五萬名の各世帯を調査するに止む。
- 三、調査の期日並に方法  
調査は尋常科第五及び六學年擔當教員の援助を得て、別紙調査票並に依頼狀を兒童の世帯に配付し、保護者に依頼して十一月二十日現在の實狀を以て夫の各調査事項を記入せしめ、十一月末日迄に之を蒐集す。
- 四、調査の事項  
前項の調査趣旨に基き次の十一項目を調査する。
- (一) 主人夫婦に就て
    - (1) 出生年月
    - (2) 婚姻年月
    - (3) 一方が家に在らざるときは其の事由及び年月
    - (4) 職業及び職業上の地位
    - (5) 教育程度
  - (二) 主人夫婦間の出産兒に就て
    - (1) 生存者數(男女の別)
    - (2) 死亡者數(男女の別)
    - (3) 死産回数
    - (4) 流産回数
  - (三) 其の他に就て
    - (1) 家に在る爾餘の家族數(男女の別)
    - (2) 住居の室數及び疊數